# 環境農林水産常任委員会会議録

平成22年4月26日

場 所 第4委員会室

## 午後1時5分開会

# 会議に付託された議案等

- ○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- ○その他報告事項
- ・本県における口蹄疫(患畜及び疑似患畜)の 発生について
- エコクリーンプラザみやざき問題について
- ・森林環境税に対する県民意識調査について
- ・「宮崎県優良工事表彰制度」の創設について

#### 出席委員(8人)

委 員 長 +屋 幸 平 副 委 員 長 河 野 安 幸 員 委 緒 嶋 雅 晃 委 員 福 田 作 弥 委 員 星 原 透 委 藤 員 権 梅 義 委 員 徳 重 忠 夫 透 委 員 髙 橋

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

## 環境森林部

環境森林部長 瀬 明 吉 和 環境森林部次長 島 美 敏 環境森林部次長 (技術担当) 典 黒 木 由 丸 政 保 金 環境森林課長 計 画 指 導 監 佐 藤 浩 環境管理課長 橋 本 江里子  福 田 裕 幸 森 房 光 河 野 憲 徳 永 三 夫 小 林 重 善 垂 水 信 楠 原 謙 馬 孝 禮 有

## 農政水産部

農政水産部長 農政水産部次長(総括) 農政水産部次長(農政担当) 農政水産部次長(水産担当) 農政企画課長 ブランド・ 流通対策室長 地域農業推進課長 連携推進室長 営農支援課長 農業改良対策監 消費安全企画監 農産園芸課長 産 課 長 家畜防疫対策監 農村計画課長 国営事業対策監 農村整備課長 工事検査監 水産政策課長 漁業調整監 漁港漁場整備課長 髙 島 俊 緒 方 哲 押 Ш 延 夫 関 屋 朝 裕 上 杉 和 貴 加勇田 誠 山之内 稔 山内 年 井 上 裕 戸 髙 憲 幸 藤 工 明 也 郡 司 行 敏 男 児 玉 州 岩 﨑 充 祐 好 亨 下 典 宮 敦 宮 Ш 賢 治 溝  $\Box$ 博 敏 鹿 嗣 田 敏 成 原 淳 卓 郎 Щ 田

 漁港整備対策監
 永
 野
 広

 総合農業試験場長
 串
 間
 秀
 敏

 県立農業大学校長
 服
 部
 修
 一

 畜産試験場長
 紺
 家
 久
 資

 水産試験場長
 那
 須
 司

事務局職員出席者

 議事課主査
 花畑修一

 政策調査課主査
 坂下誠一郎

○十屋委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇十屋委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、委員会の運営方法についてでありますが、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 それでは、そのように決定いた します。

私ども委員会は、さきの臨時県議会におきまして、8名が環境農林水産常任委員となったところでございます。私は、このたび、委員長に選任されました日向市選出の十屋幸平でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

一言ごあいさつを申し上げます。

昨年も、当委員会の委員としていろいろ審議 させていただきました。ことしは委員長という 大役を仰せつかりまして、皆さんと一緒に県の 農政について一生懸命頑張ってまいりたいとい うふうに思っております。また、20日からの口蹄疫に関しましては、農政水産部の皆様、大変御苦労をいただいていることに、さきの全員協議会でありましたように、敬意と感謝を申し上げ、そして、終息に向けてのさらなる御努力も重ねてお願いをしたいというふうに思っております。本年一年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を御紹介いたします。

まず、私の隣が、宮崎郡選出の河野副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の 緒嶋委員でございます。

宮崎市選出の福田委員でございます。

都城市選出の星原委員でございます。

続きまして、向かって右側でございます。宮 崎市選出の権藤委員でございます。

都城市選出の徳重委員でございます。

日南市選出の髙橋委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の花畑主査でございます。

副書記の坂下主査でございます。

次に、部長のごあいさつ並びに当委員会への 御報告等をお願いいたします。

**〇髙島農政水産部長** 農政水産部長の髙島俊一 でございます。どうかよろしくお願いいたしま す。

農水産業を取り巻く情勢は大変厳しい状況に ございますが、農政水産部一丸となりまして、 本県の農水産業及び農漁村の発展のため、全力 で取り組んでまいりたいと存じます。委員長初 め、委員の皆様方には、御指導、御鞭撻のほど よろしくお願い申し上げます。

早速でございますが、午前中の全員協議会において御報告をさせていただきましたが、現在、

都農町及び川南町で口蹄疫の患畜が1例、疑似 患畜が6例確認されております。子牛価格や枝 肉価格の低迷、配合飼料価格の高騰など、畜産 を取り巻く情勢が大変厳しい中で、今回は、平 成12年度の発生当時と比べ、処分の頭数が比較 にならないほど大規模なものとなっており、本 県畜産業への影響ははかり知れないものとなっ ております。このため、県としましては、口蹄 疫の蔓延防止のための防疫措置に万全を期すと ともに、感染経路の早急な解明や、被害及び影響が懸念される畜産農家等に対する経営安定化 のための総合的な支援など、国や市町村など、 関係機関・団体と連携を図りながら取り組んで まいりますので、皆様方のなお一層の御理解と 御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、このような状況でございます ので、現場等で防疫措置にかかわっております 職員が欠席をいたしておりますが、お許しをい ただきたいと存じます。

それでは、お手元の常任委員会資料を1枚お開きください。目次にあります幹部紹介、各課の新規・重点事業等の説明につきましては、本日は省略をさせていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、報告事項の宮崎県優良工事表彰制度の 創設につきましても、この後、環境森林部から の報告とさせていただきますので、御理解をい ただきますようにお願い申し上げます。

それでは、報告事項の本県における口蹄疫の 発生について、畜産課長より説明いたします。 私からは以上でございます。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。本県に おける口蹄疫の発生について御説明いたします。 別添資料の1ページをごらんください。全員

協議会の説明と重複する部分がございますけれ

ども、御了承いただきたいと思います。

まず、Iの対策本部のこれまでの主な取り組みであります。4月20日の早朝に1例目の疑似患畜を確認したことを受け、直ちに対策本部を立ち上げ、庁内連絡会議や緊急対策会議を開催し、市町村、畜産関係団体等への情報提供に努めてきたところであります。その後、疑似患畜の新たな発生を踏まえ、事態の重要性、緊急性にかんがみ、知事を本部長とする全庁的な体制に移行したところであります。

次に、Ⅱの疑似患畜の発生の概要についてで あります。

まず、1例目でありますが、1の発生場所の 概要にありますように、都農町の繁殖牛農家で 発生いたしております。2の確認の経過にあり ますように、4月9日に、開業獣医師から宮崎 家畜保健衛生所に対して、飼養牛の1頭に軽い 潰瘍を確認したという通報があり、同日、家畜 保健衛生所の家畜防疫員が立入検査を実施した ところ、口腔内に症状を示す牛は1頭のみで、 他の同居牛に異常が認められなかったため、経 過観察としたところであります。(3)にありま すように、4月16日夕方になって、同様の症状 を示す牛が見られるという報告がありましたこ とから、翌日、再度立入検査を行い、病性鑑定 を開始したところであります。その結果、19日 には、同様の症状が見込まれる類似の疾病につ いてすべて陰性が確認されたことから、口蹄疫 の可能性を疑い、同日、国内で唯一、口蹄疫の 鑑定が可能な国の動物衛生研究所に検体を送付 し、鑑定を依頼しております。その後、4月20 日の早朝、農林水産省から口蹄疫の検査結果が 陽性であることが連絡され、疑似患畜の発生が 確認されたところであります。

2ページをごらんください。3の県の対応状

況でございますが、疑似患畜の確認後は、当該 農場から口蹄疫の病原体ウイルスの拡散を防止 するため、速やかに農場の封鎖を行うとともに、 農場を中心とした半径10キロメートルの移動制 限区域、20キロメートルの搬出制限区域の設定 及び消毒ポイントの設置を実施いたしておりま す。また、当該農場におきましては、すべての 家畜の処分と物品の埋却に着手し、4月20日に は牛の処分を終了し、21日の午前2時に埋却ま で完了したところであります。なお、表の一番 下、23日の欄にありますように、国の抗原検出 検査の結果、1例目の口蹄疫の型がO型と判明 したところであります。

次に、2例目以降につきましては、その下の段にありますように、2例目の川南町の酪農・肉用牛複合経営と、3ページの中ほどにあります3例目の川南町の肉用牛肥育経営につきましては、農場で診察を行いました獣医師からの通報を受け、家畜保健衛生所が立ち入り、そこで検体を採取、動物衛生研究所で検査をしております。4月21日に疑似患畜であることが確認されております。いずれも25日までに家畜の処分及び埋却処理を終了してございます。

4例目につきましては、4ページにありますように、4月22日に川南町の肉用牛繁殖経営で確認されたところでありますが、昨日、埋却処理が終了したところであります。

次に、4月23日に確認された5例目と6例目につきましては、4ページの下段にあります5例目の川南町の肉用牛一貫経営と、5ページの上段にあります6例目の都農町の水牛飼養農家でありまして、昨日、家畜の処分を終了し、現在、汚染物品の処理を進めているところでございます。この6例目につきましては、2~5例目のように、農場主や獣医師からの通報により

疑似患畜が確認されたものではなく、1例目の 農場と共通した飼料を使用していたため、疫学 関連の調査で家畜保健衛生所が立入調査を行っ た際の聞き取り調査をもとに採取した検体を動 物衛生研究所で鑑定したところ、陽性反応が検 出され、疑似患畜となったものであります。

最後に、昨日確認されました第7例目につきましては、5ページの下段にありますように、川南町の肉用牛肥育経営であり、現在、埋却場所の選定や家畜の処分の準備を行っているところでございます。飼養頭数が多く、防疫体制の規模も大きくなりますことから、県外から21名の家畜防疫員の応援をいただくなど、国や都道府県とも連携をいたしまして、県、町、団体と一体となって、これまで以上に強固な協力体制を構築し、防疫対応に当たっていきたいと考えております。

次に、6ページをお開きください。**Ⅲ**のその 他についてであります。県では、家畜伝染病予 防法及び防疫指針に基づきまして、発生農場を 中心に、半径10キロメートル内の家畜の移動を 禁止する移動制限区域と、半径20キロメートル からの家畜搬出を制限する搬出制限区域を設定 するとともに、3の消毒ポイントについてにあ りますように、10キロメートル地点に4カ所、20 キロメートル地点に4カ所の計8カ所に消毒ポ イントを設置し、畜産関係車両の消毒を徹底し、 口蹄疫の蔓延防止に当たっているところであり ます。また、半径20キロメートルの制限区域の 外におきましても、市町村やJAなどが中心と なって合計11カ所の消毒ポイントを自主的に設 置して、防疫活動に御協力をいただいていると ころであります。

次に、4の清浄度確認につきましては、4月23 日から農業共済組合等の獣医師の協力も得なが ら、農家に対し、家畜の健康状態の電話聞き取り及び消毒等の注意喚起を行い、20キロメートル以内の制限区域内については、第1回の清浄度を確認したところでありますが、特に1例目、2例目の周辺につきましては、毎日、電話による聞き取り調査を実施し、異常の有無を確認しているところでございます。加えまして、20キロメートルの制限区域の外につきましても、本日から電話で聞き取りを開始し、県内全体の清浄度の確認にも取り組んでまいります。

最後に、6の一般県道の封鎖についてであります。4月25日に確認された農場につきましては、蔓延を防止するため、家畜伝染病予防法第15条の規定に基づき、一般県道307号線の一部を25日8時30分より72時間通行遮断することといたしております。

なお、御説明申し上げました制限区域の範囲 と消毒ポイントの設置状況につきましては、8 ページに図面を添付いたしてございます。

いずれにいたしましても、4月20日に疑似患 畜が確認されて以降、県では、生産者の全面的 な御協力をいただき、国はもとより、市町村、 関係団体、さらには各都道府県の御協力をいた だきながら、まずは防疫措置の徹底によるウイ ルスの封じ込めに全力を尽くしているところで あります。以上でございます。

- ○十屋委員長 ありがとうございました。執行 部の説明が終わりました。質疑に入りたいと思 います。質疑はございませんか。
- ○緒嶋委員 1例目と6例目が共通の飼料を 使っておったと。その共通の飼料というのは何 ですか。
- **〇児玉畜産課長** オーストラリア産のオーツへ イを使っております。燕麦です。
- ○緒嶋委員 それ以外の飼養農家もそれを使っ

ておる可能性はあるわけですか。

**○児玉畜産課長** オーストラリア産のオーツへ イは、一般的に使われております。

○緒嶋委員 それと、中国産のわらが一つの原因の可能性があるんじゃないかということも言われておるんですけれども、やはりその可能性があるのは使用を自粛するということはなかなか言えんわけですか。それが原因ではなくても可能性があるという前提に立てば、蔓延防止をするという立場から、そういう飼料はできるだけ使わんでほしいと。何かを食べさせにゃいかんということはもちろんありますけど、特にそういう疑いのあるものはできるだけ飼養に使わないほうが、当面ですね、原因が究明できれば問題はないけど、それまでは自粛要請はちょっと無理なわけですか。その辺はどうですか。

○児玉畜産課長 おっしゃるとおり、やはり安全な食肉、安全な畜産物をつくるためには、国産の素性のしっかりした安全なものを給与するというのが一番大事だろうというふうに思っております。今、21年度で見ますと、県内の飼料の自給率は約90%ありますが、さらにそれをこれ以上伸ばしていくということになりますと、やはり基本的には、利用者側の畜産農家の意識改革、抜本的な意識改革を進めていく必要があろうかと思います。その上で、効率的な生産方法なり、あるいは水田を活用した作付面積をふやすといったようなことをやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

○緒嶋委員 今言われたのは当然であるけど、 当面ですよ、今、輸入飼料、わらなんかはでき るだけ自粛してくださいと。原因がわかりませ んから、絶対使うなとは言えんけど、購入して おる人は、できるだけ国産の飼料を給与するよ うに、自主的な防衛策をとってくださいという ような要請は、当面、原因がわかるまでは、原 因が確定しないから、自主防衛のためにはそう いうことをやられたほうがいいですよというこ とは、JA等も通じてそういうぐらいの警鐘と いうか、それは当面、オーストラリアの飼料も 同じですが、何かそういう警鐘を鳴らすという 意味を含め、また、将来的には自給飼料をふや すという意味を含めて、原因がわかればいいん ですよ、何と特定できないだけに、やはり可能 性のあるものはできるだけつぶしていくという ような形の指導があっていいんじゃないかと、 私はそう思うんです。法的にそれはできません ということであれば別ですけど、何かその辺の 配慮があっていいんじゃないかと思うんですが、 どうですかね、ここのあたりは。

○押川農政水産部次長 現在のところ、そういうことで考えられている農家の方はかなり多いというふうに考えております。ただ、我々としては、原因特定できないままに、輸入飼料を扱われている業者さん、そういったところにも影響が及ぶというところもございますから、その辺は慎重にやりたいというふうに考えておりますが、自衛的な手段でそういうふうにやられている農家が多いということは、私たちは聞いております。

○緒嶋委員 万が一それが原因でまたほかのと ころに飛び火したら、県は何も指導しちょらん かったじゃないかという逆の立場も出てくると 思うんです。これでおさまればいいんですけど、 部長が言われた、最悪を想定しながら対応を立 てるんだということであれば、そこまである程 度、これは表現はいろいろあろうと思いますの で、表現には注意しながら、何らかのそういう 面を含めて警鐘を鳴らす。表現はいろいろある けど、皆さん、注意してくださいよというよう な思いを込めたものにやっていかんと、それこそ今は農家の人はどこも、西臼杵の農家の人も ぴりぴりしている。自主防衛も今やっておるわけですが、そういう意味を含めて、県もそこまで最悪を想定して言っておられるんだなというのが伝わることが、私は、防衛機能の大きな一番原点じゃないかという気がするので、そういう取り組みを、表現は皆さん方の知恵でどうにでもなると思いますので、それぐらいの努力をやったほうが私はいいというふうに思いますので、検討してください。

○福田委員 大変御苦労さまでございます。10 年前、私は現場で同じことを経験しております から、皆さん方の御苦労は嫌というほどわかり まして、大変だなと思っています。そこで、一 方では口蹄疫の撲滅対策をやりながら、一方で は莫大な頭数の家畜、牛、豚が飼養されている 本県ですから、これの経営対策を同時に考えな くてはいけないんですね。その場合、私は、2 日前のJAの理事会で出ておりました人工授精 の自粛の問題、食肉処理の問題、この辺も随分 心を配っていただいていると思いますが、この 辺について、農家に安心を与えるような発信を してもらいたいという気持ちがあります。10年 前を考えてみますと、とにかくあのときは、行 政が万全の対策をとるからじたばたするなとい うことで、言うなれば、悪いんですが、対策等 については必要以上の金額を出して安心を持っ てもらったわけでありますが、その辺について も、撲滅対策と同時に、人工授精が自粛されま すので、経営が飛んでいくわけです。豚等につ いては出荷制限で異常増体が起こりますから、 それの対応等についても同時に発信を、本当に 苦しい中でありますが、されていかれるといい がなという気持ちを持っておりまして、10年前

の体験から、ぜひ皆さん方に、御苦労は多いんですが、頑張っていただきたい、お願いしますと、こういう心境でいっぱいでございます。何かございましたら。

○押川農政水産部次長 前回もいろんな対策を 打たせていただきました。今回は非常に規模が 大きいというような状況も踏まえ、また、肥育 農家の方たちが今後再建されるという状況の中 では、3年ぐらいかかるんじゃないかという予 想も立てているところでございます。また、今、 委員がおっしゃいました人工授精の問題、そう すると、やっぱり期間が延びるわけでございま すから、収入がその点落ちるということもございますので、そういう点を十分踏まえながら、 今後、農家が経営再開できるような対策を検討 してまいりたいというふうに考えているところ でございます。

○徳重委員 10年前の口蹄疫発生については、 当時、92年ぶりでしたかね。かなり大昔の話と いうことで、それこそ全国的に大変注目もされ まして熱心な取り組み、今回も一生懸命やって いただいているということはわかっているんで すけど、前回からすると、若干報道関係もちょっ と前のようにはないかなと。そしてまた、現在 の体制、一生懸命やっていらっしゃることはわ かるんですけど、若干弱いんじゃないかと。前 回の何倍という大規模な状況の中でちょっと弱 いんじゃないかと。前回は、きょうも話が出て おりました建設業界の皆さん方から、あるいは 一般のボランティアから、いろんな人を総動員 して、最後には自衛隊まで動員をされたんじゃ ないかというような気がしておりますが、いか がだったかなと。今、ちょっと記憶によみがえっ てきませんけど、いずれにしても大変な防疫体 制が敷かれたと思っているんです。今回はちょっ と弱いような気がしますが、いかがでしょうか。 前回と今回と比較して。

○児玉畜産課長 前回につきましては、まさに92 年ぶりということで、移動制限区域外側が50キロという線を引いております。中側がたしか20キロだったと思います。今回につきましては、内側の移動制限区域が10キロ、搬出制限区域が20キロということで、前回と比べますと随分絞り込んで、これは国と協議の上で決めていくんですけれども、やっておりまして、前回と比べますと、消毒ポイントの数が大分違ってきておるというようなことであります。殺処分の頭数が非常に多いということで、そちらのほうには、なるべく早く殺処分をする必要があるということで、県外からの応援ももらって十分な人数はかけておるというふうに考えております。

○徳重委員 前回はすばらしい体制ができたと いうことで、最後に安全宣言がされた後、宮崎 県の体制が高く評価されたと、このように思っ ています。いろんな形で報道もされてきたと思っ ていますが、50キロ以内を消毒区域に限定して、 そういう形でやったのが、今度は20キロ以内と なると、もしものことがあったときにはどうす るのかなという心配もするわけで、例えば、御 案内のとおり、鹿児島県鹿屋のほうも、きょう も話が出ておりましたが、鹿児島県はいち早く、 宮崎県との関係、あるいは子牛市場の競りの問 題も中止したと、いろんなことが言われており まして、他県のほうが一生懸命それなりの取り 組みをされているのかなという気もしておると ころで、ひとつそういうことにならないように 最善の努力をしていただきたいとお願いしてお きたいと思います。

それと、もう一つお聞きしておきたかったのは、埋却されますね、今回は非常に頭数が多い

わけですが、環境汚染、土壌汚染といいますか、 そういったものの関係はちゃんとできているの か。専門家の対策がとれているのか、その辺を 教えてください。

○児玉畜産課長 まず、試掘をいたしまして、 水が出やすいところは避けて、影響を与えない ようにしておるところであります。

○押川農政水産部次長 そういった面につきましては、十分環境に配慮していかなきゃいけないというふうに考えております。また、家畜屠体を埋却しますので、当然、発酵とか腐敗とかそういったものでガス等が出てまいりますから、その辺のところも、周辺住民の不安をあおらないような形できちんと対応していかなければならないというふうに考えておりますし、水質汚染にも万全を期して、その後の調査も仕掛けていきたいというふうに考えております。

○徳重委員 そのことで、地下水というのはどこまで行くかわからない、どこから出てくるかわからないわけですから、かなり広範な地域の皆さん方に迷惑をかけることになると。もしものことがあったときの話ですけど、そういうことはないとは思いますけど、地域の代表者なり住民に対しての説明はされていらっしゃるんですか。

○押川農政水産部次長 この埋却に当たりましては、町が中心になって動いていただいておりまして、地元住民の方にもきちんと説明しながら対応しているところでございます。我々といたしましては、きちんと埋却いたしまして、ウイルスが飛散しない状況をつくりたいというふうに考えておりましたので、もちろん埋却することでウイルスの飛散は防げるわけでございますから、その後、先ほど申しましたような環境

への配慮、そういったものを十分に対応してま いりたいというふうに考えております。

○星原委員 1点だけなんですが、皆さんから 御苦労いただいておるところであるんですが、 私、地元におって一つ心配なのは、今回の7例 目が、何が原因かわからない中で、この農場は、 県内にかなり同じような、地域に農場を持って いるという話が出ているものですから、えさな のか、人的な形でウイルスが動いているのか、 どういう形かわからんわけですけど、そういう 面で、今回の7例目が出たことが非常に不安な んですよ。その辺の取り組みはもうやられている とは思うんですが、その辺が飛び火したとき はえらいことになるなと思っていますので、 全な体制で臨まれているとは思うんですが、そ の辺の取り組みもぴしっとやられているんです か。

○児玉畜産課長 非常に規模の大きいところでありますので、その辺につきましては、細かな疫学調査をやっていきたいというふうに考えております。一つ一つ、つぶしていきたいというふうに考えております。

○星原委員 それともう一点、地域の中でいろんな集まりがあるわけなんですが、それでけさも連絡が来たりしているんですが、今言う7例目が出たことで、その辺がどうしたものかなという悩みがあるんです。私は、実はスポーツ少年団の大会を計画しているものですから、どういう判断をされますかと、けさ連絡が来ているもので、きょういろいろ聞いて、その話を聞いて、やめたほうがいいということであれば判断すると、きょう一日待ってくれということで今ストップしているんですが、今までの個人農場だけの形だったらそうまで思わないんですが、10数カ所農場を持っているような話も聞いている

ものですから、そういうことを考えたときに、 ちょっとした人を集めるイベントが、果たして どういう判断をしていいのか悩ましいところも あるものですから、このまま何もなけりゃ一番 いいんですが、その辺のところについて、今、 各市町村や団体との連携はどのようにとられて いるんですか。

○児玉畜産課長 私どものほうから、畜産関係者が集まるような会合とかイベントは極力自粛をお願いしたいということで文書はお流ししております。流したところ、かなり過大な反応がありまして、一般のイベントもとまるような状況がありましたので、あくまでも私たちは、畜産関係者が集まるようなものを対象に自粛してほしいということを改めて伝えたところでございます。

○押川農政水産部次長 補足させていただきます。今回の例は、都農と川南、割と限局しているという状況がございます。確かに頭数の多い農場が発生したという状況がございますけれども、我々といたしましては、今、県内全体に広がらないようにというようなことに最大、細心の注意を払っているという状況がございます。ですから、1例目から7例目までの疫学的調査、こういったものをしっかりやることで、県内に蔓延させない状態をつくり上げていこうというふうに考えておりますし、また、発生農場を中心としたところにつきましては、毎日のように電話で健康状態をチェックをかけて、異常がないかやっているのが現状でございます。

それから、20キロ以内につきましても、本日 ぐらいまでにはきちんと獣医師による聞き取り 調査が終了する予定になっております。きのう の時点で終わったというような状況がございま すけれども、電話でとれなかった部分も本日少 しやらせていただいておりますから、大体それで1回目は終了したと。ただ、私たちとしては、 県内全体がどうだろうというところも踏まえまして、本日から消毒薬も配りますし、先ほど課長が言いましたように、電話連絡、市町村の方にお願いいたしましてそういったことを対応していただこうということで、けさ指示を出したところでございます。そういうものを確実にでもところでございます。そういうもので、また、症状が出てくるまで1週間程度かかってまいりますので、そういう点を踏まえながら、次もやっぱり1週間後ぐらいにはをいったきちんとした調査を行いながら対応していかざるを得ない。そして、県内にはないという状態をつくり上げていきたいというふうに考えております。

**〇星原委員** 心配でしょうが、頑張ってください。よろしくお願いします。

○髙橋委員 星原委員のお尋ねと関連するわけですが、午前中の全協でも報告がありましたイベントの関係で、これは自主判断なんですね。 そのことをまず確認させていただくといいんですけど。

○児玉畜産課長 自粛をお願いしております。

○高橋委員 お願いをされたということなんですね。先ほどおっしゃっていました畜産関係者が集まる場とか、そういうところは何らかの規制をということの説明があったものですから、イベントの中止が既に9つ、延期が2件あったということで、朝、報告がありましたが、畜産関係者が集まる場のイベントだったのか、確認させてください。

**○髙島農政水産部長** これはあくまでも強制的 にどうのこうのということではなくて、畜産関 係者のことでございますが、あくまでもお願い ベースで協力要請をお願いしているところでご ざいます。畜産関係者が一堂に集うということは、そういう心配があるということでお願いを申し上げたところで、通常のイベント等につきましては、観光県でもございますし、いろんな業態の方もおられるわけでございまして、それは通常どおり対応していただけたらありがたいと、そのように考えております。

**〇髙橋委員** お願いやらも含めて話をするわけ ですけど、畜産業界・業者以外にも影響がもう 出ているんですね、実を言うと。例えば、私の 地元の日南でいうと、朝市を中止しているんで す。きのう、水産関係の朝市、油津だったんで すが、これは中止したらしいんです。5月2日 の市役所前の公園でやる朝市も中止を決めてい るみたいなんです。ということは、小売業者と かいろんな販売業者は、ゴールデンウイークを 挟んでかなりの収入減になるわけで、何らかの 整理をされたほうがいいのかなと思っています。 というのが、一たん中止を今の時点ですると、 けさの報告では、発生から3カ月ぐらいで清浄 になるということですから、一般的に考えたら、 3カ月は再開できないと。どこかで区切りがあ るかもしれませんが、何らかの根拠がないと再 開できないということになると思うんです。何 で今ごろ早く判断したのかな。ちょっと判断が 早かったんじゃないのかなというふうに私は 思っているんです。日南市の主催者側に対して。 だから、ある一定の見解をしっかりしないと、 部長は、朝の会議のときに、重たいところで判 断しているんだということをおっしゃっていた から、そういうところもあるのかなというふう に私も解釈をしたりして。間違った判断をされ ないように一定の整理をされたほうがいいのか なと思いますが、いかがなものでしょうか。

○髙島農政水産部長 今、3カ月というお話が

ございましたが、私どもはそういうつもりもご ざいませんし、私どもが協力要請をお願いした のは、あくまでも、畜産関係者がお集まりにな るものはできるだけ遠慮していただきたいとい うことでございまして、それ以外の一般の県民 の方が集うイベント等について、私どもはどう こう言うつもりは全くございませんし、そうい うふれ方もいたしておりませんので、それにつ きましては、皆様方も機会がありましたら、通 常どおり行っていただけるようにお話もいただ けたらと思っております。皆様方はいろいろな 思いで、地域とかいろんな団体の中で、やっぱ り遠慮しようとか、どうしようという形になっ ているんだろうと思いますけど、これはなかな か難しい問題でございまして、私どももこれに ついて、やれとか、やめろとか、またそういう 立場でもございませんし、とにかく私どもは、 畜産関係者については自粛をお願いしたいと、 そういう立場でございます。以上でございます。 **〇髙橋委員** だから、私たちも言いますけど、

○髙橋委員 だから、私たちも言いますけど、 農政水産部として一定の整理をされたほうが。 行政機関や業者の方は誤解をされたんじゃない かと私は思うんです。先ほど例を挙げましたみ なと朝市とか一般的な朝市とかでやっていらっ しゃいますものね。

○上杉農政企画課長 4月22日付で農政水産部から、先ほど畜産課長から御説明があったと思いますけれども、畜産関係者を対象とした集会、または畜産関係者が集まるようなイベントについて、自粛の協力のお願いを出しているところでございます。これについては、現場で誤解と申しますか、この範囲を超えたような運用とか、問い合わせが実はありますので、そういったことがないように、再度、我々のほうから各市町村に対してしっかりとした指導をしていきたい

と思いますので、御理解のほどよろしくお願い します。

○権藤委員 23日にこの委員会が臨時に持たれ まして、執行部の皆さんは入っておられなかっ たんですが、その席には、自民党から中野一則 議員とか委員でない方も入られて、国との対応 はどうかという話も出たんです。皆さんがおら れなかったから、私はすぐ川村さんに電話した ら、「いや、もう3人、国から行っているよ」と いうようなことで、十屋委員長に報告したり、 立ち上がり時点で情報が我々もわからなかった りしているんですが、そういう中で、今はとに かく、現場をどういうふうに鎮静化していくか ということが第一義的だと思いますし、そのと きには、5分の4の負担をもっと上げてもらわ んと、今度は頭数が多いから、県としての対応 もできない、農協としての対応もできないんじゃ ないかというような議論もあったんです。国も、 公平性とか、国全体を見回して、宮崎で鎮静化 しなかったら大変な問題になる。交付税がどう だというのも少し鎮静化した時点の議論でしょ う。そういったことも全面的に国と一体となっ て、今までもやってきたわけですから、財政面 も含めて、今は現場第一ですが、そういうもの も今後充実をさせる方向でやっていかにゃいか んなというふうに思っておりました。我々とし ては、現場も余りわからなかったので非常に不 安が広がっていると思いますし、きのうは高岡 のほうを通りましたら、2カ所、車をとめる場 所が10号線にあって、そういうのも徹底し始め たなというふうに思っておりますので、皆さん 方も負荷が急激に立ち上がりでかかって大変か と思いますが、ぜひ、一義的には現場第一で頑 張っていただいて、二義的にはいろんな政策を 練り直して、前回が8割だったから今回もじゃ なくて、今回は100でもというような、それは交 渉があるわけですから、だけど、そういう気持 ちで頑張っていただきたいというふうに思って おるところです。以上です。

○十屋委員長 それでは、以上をもちまして農 政水産部を終わります。執行部の皆様、大変お 疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時55分再開

**〇十屋委員長** 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名 が環境農林水産常任委員会委員となったところ であります。

私は、このたび、委員長に選任されました日 向市選出の十屋幸平でございます。どうぞよろ しくお願いいたします。

昨年も当委員会でいろいろと勉強させていただきました。昨年は、エコクリーンプラザでいるんな課題とか問題とかありました。ことしは、先ほど、口蹄疫で農政水産部を審議いたしましたけれども、いろいろな形で課題等もあると思いますが、林家の皆さんのために、我々委員もしっかり頑張ってまいりたいと思います。また一方では、環境問題も大きく進めなければならないところでありますので、委員会を通じまして、この一年間しっかり取り組ませていただきたいと、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、委員の皆様を紹介いたしま す。

まず、私のお隣は、宮崎郡選出の河野副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の

緒嶋委員でございます。

宮崎市選出の福田委員でございます。

都城市選出の星原委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、宮崎市選 出の権藤委員でございます。

都城市選出の徳重委員でございます。

日南市選出の髙橋委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の花畑主査でございます。

副書記の坂下主査でございます。

次に、部長のごあいさつ、幹部職員紹介並び に所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**〇吉瀬環境森林部長** 環境森林部長の吉瀬でございます。ことし一年間よろしくお願いいたします。

現在、私どもの環境森林部の置かれている状況といたしましては、地球温暖化といった地球規模の問題から、森林の減少などの自然環境、ごみ処理等の身近な生活環境の問題に至るまで、広範かつ複雑化しております環境問題や、依然として厳しい状況に置かれております林業の問題などを抱えております。平成22年度は、組織の一部改正も行いまして、県の重点施策も踏まえながら、各般の課題に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、十屋委員長を初め、委員の皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております委員会 資料によりまして、部の概要等を御説明いたし たいと思います。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度の環境森林部の幹部職員名簿でございます。紹介をさせていただきます。

まず、総括次長の豊島でございます。

技術担当次長の黒木でございます。

環境森林課部参事兼課長の金丸でございます。 計画指導監の佐藤でございます。

環境管理課長の橋本でございます。

循環社会推進課長の福田でございます。

自然環境課長の森でございます。

森林整備課長の河野でございます。

山村・木材振興課長の徳永でございます。

みやざきスギ活用推進室長の小林でございま す。

工事検査課工事検査監の水垂でございます。 林業技術センター所長の楠原でございます。 木材利用技術センター所長の有馬でございま す。

なお、課長補佐以下の紹介につきましては、 名簿でかえさせていただきたいと思います。

続きまして、2ページから3ページをお開き いただきたいと思います。平成22年度環境森林 部の執行体制をお示ししております。冒頭申し 上げましたとおり、本年度は組織を一部改めま して、2ページの一番上、環境森林課のところ にありますとおり、県の平成22年度重点施策、 低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進する ため、総合政策課の新エネルギー業務の一部な どを環境森林課へ持ってきまして、地球温暖化 対策の一元化を行いました。その結果、環境森 林課の中に、専任の課長補佐及び地球温暖化対 策担当を配置するとともに、中ほどになります が、循環型社会に向けました施策の効率的な推 進を図るために、環境対策推進課を循環社会推 進課へ再編したところでございます。また、下 のほうの山村・木材振興課に、林業振興を図る ために本県の木材需要拡大が喫緊の課題でござ いますので、重点施策、中山間地域の活性化へ の対応としまして、みやざきスギ活用推進室を 設置したところでございます。そのほかにつき

ましては、資料を参考にしていただきたいと存 じます。

次に、4ページをお開きください。環境森林 部施策のポイントでございます。環境森林部に おきましては、新みやざき創造計画の分野別施 策に掲げております(1)の自然と共生した環 境にやさしい社会づくり、(2)安全で安心な暮 らしの確保、(3)の林業の振興の3つの施策の 基本方向に沿って施策の展開に努めているとこ ろでございまして、そこに主な今年度の新規事 業等を掲げさせていただいております。このペー ジの右側のほうに、かぎかっこで低炭素社会と かいろいろ書いておりますが、これにつきまし ては、県の重点施策の項目をそれぞれの事業の 後ろ側に掲げさせていただいております。緊急 的な対策への課題ということで中山間地域への 課題、それから、将来的な課題の対応といたし まして、低炭素社会を実現するということを、 特に今年度重点的に取り組んでいくこととして おります。

なお、ここに書いてございませんけれども、 今年度、本県の環境行政及び森林・林業行政の マスタープランとなります環境基本総合計画と 森林・林業長期計画につきまして、今後進むべ き方向や将来の目指すべき姿を明確に示します 新たな計画を策定する予定でありますので、適 宜、委員の皆様方には御説明してまいりたいと 考えております。

次に、右側の5ページでございますが、平成22年度の環境森林部の歳出予算についてでございます。この表は、環境森林部の一般会計、特別会計の平成22年度歳出予算を課別に集計したものであります。表の一番下に網かけをしております合計の欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして259億1,023万9,000円で、

平成21年度当初予算と比較しますと113.2%となっております。

次に、6ページから7ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度の環境森林部の主要新規・重点事業の一覧表でございます。これは、環境森林部の平成22年度の主な新規・重点事業を、新みやざき創造計画の分野別施策に沿って整理したものでございます。参考にしていただきたいと思います。

8ページ以降の主要新規・重点事業及びその 他報告事項につきましては、それぞれ担当課・ 室長が御説明いたします。よろしくお願いいた します。

○金丸環境森林課長 それでは、常任委員会資料の8ページをお開きいただきたいと思います。 環境森林課の事業につきまして御説明を申し上げます。

森林資源活用温暖化対策推進事業でございます。この事業は、1の事業の目的にありますように、低炭素社会の実現を図るため、J-VER制度を活用して、森林や森林バイオマスに経済的・社会的価値を与え、山元に利益を還元するシステムをモデル的に構築するものであります。J-VER制度につきましては、このページの一番下の米印をごらんいただきたいと思います。温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する制度でございまして、環境省により平成20年11月に創設されたものでございます。

事業の内容につきましては、2の(4)をごらんください。まず、①の森林吸収源活用モデル事業につきましては、J-VER制度を活用して、山元に利益を還元する取り組みを、モデル的に県有林で実施するものでございます。②の木質バイオマス循環システム構築モデル事業

は、木質ペレットの農業分野での利用促進をモデル的に実施するものでございます。③のJー VER制度促進事業は、この制度の導入を拡大するための検討会やPR活動を実施するものでございます。

今申し上げました事業につきまして、右のページをごらんください。事業の流れをフローチャートで簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、①の事業でございますが、県が県有林で間伐を実施いたしまして、森林の成長を促すことによりましてCO2の吸収量が増大いたしますので、その増大したCO2吸収量につきまして、国が設置いたしました認証機関に申請をして、認証を受けてクレジット化をいたします。それを企業などに販売するというものでございます。

また、②の事業は、これまでほとんど利活用 されておりません林地残材を使いまして木質ペ レットを製造して、ハウス農家に重油のかわり に木質ペレットを燃料として使ってもらおうと するものでございます。県は、農業団体に対し ましてペレットの購入・販売等を委託いたしま すが、ただ、この際に、重油とペレットを比較 いたしますと、ペレットのほうが割高となりま す。したがいまして、その割高となる分につき まして、その差額分を農業団体に助成するとい う形で県は農業団体と委託契約を結びまして、 そのかわりに、県はJ-VERとして申請する 権利を農業団体から譲渡してもらうという仕組 みでございます。クレジット化あるいは企業へ の販売につきましては、①の事業と同様でござ います。

③の事業は、J-VER制度の検討会あるいは説明会のことでございます。

県といたしましては、これらの事業を通じま

して、J-VER制度の活用のノウハウを取得して、それを山元に還元していくことにより、本県の林業の活性化に役立ててまいりたいと考えております。以上でございます。

○橋本環境管理課長 環境管理課から御説明いたします。常任委員会資料の10ページをお開きください。地下水常時監視に係る井戸の利用状況等調査事業でございます。

まず、事業の目的でありますが、地下水の常時監視の効率化を図りますとともに、地下水汚染が発生した場合に、汚染範囲の把握や県民の健康被害の防止に迅速に対応するため、井戸の設置や利用状況を調査いたしまして、井戸台帳を作成するものでございます。なお、この台帳は、災害時等における生活用水の確保等にも役立つものと考えております。

次に、2、事業の概要であります。予算額は6,465万3,000円で、全額緊急雇用創出基金を活用するものであります。

恐れ入りますが、右側11ページをごらんください。一番上のイメージ図で事業内容を御説明いたします。この事業は、委託により行います。調査員が井戸所有者を戸別訪問し、井戸の所在を確認いたしますとともに、飲用されているかどうかなどの利用状況を聞き取りまして、調査結果をもとに、受託機関におきまして井戸台帳を作成するものでございます。なお、戸別訪問に当たりましては、市町村にも協力をお願いいたしまして、住民の方々には事前に訪問日等をお知らせすることとしております。

恐れ入ります、10ページに戻っていただきまして、下から4行目でございます。調査対象井戸は2万4,000本余り、また、この事業によります雇用創出は49人を予定しております。

説明は以上でございます。

**○福田循環社会推進課長** 循環社会推進課でご ざいます。循環型社会形成のための総合対策推 進事業につきまして御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。まず、1の事業目的であります。大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや経済活動を見直し、廃棄物の排出量や最終処分量を抑制した循環型の社会づくりを進めるために、計画策定、意識啓発及びリサイクルの推進のための施策を総合的に実施しようというものであります。

右側の13ページをごらんください。上段に循環型社会のイメージを記載しております。消費から説明を始めますと、例えば、消費者は、必要ないもの、ごみになるものはできるだけ買わない。そして、買ったものは大事に使って、きるだけごみを出さない。ごみを出すときは、資源として利用できるもの、燃やせるもの、燃やせるいものなどにきちんと分けて分別して、手資源化できるものは再資源化し、埋め立てるものをできるだけ減らす。生産者は、再資源の活用やエネルギーの使用が抑制されるという、大まかに申し上げますとそのような社会を目指すということであります。

12ページに戻っていただきたいと思います。 2の事業の概要です。(1)の予算額は、22年度 予算額として5,799万1,000円となっております。 (2)の事業期間でございます。22年度から24 年度までの3カ年を予定しております。(3)の 事業主体でございます。県、宮崎県4R推進協 議会、社団法人宮崎県産業廃棄物協会が役割分 担して実施することとしております。

(4) の具体的な事業内容でございます。ま

ず、①計画策定事業であります。現行の第2期の宮崎県廃棄物処理計画が22年度で終了しますことから、廃棄物の適正処理はもちろんのこと、循環型社会形成のための将来目標や各種対策を盛り込んだ新たな5カ年計画として、「宮崎県循環型社会推進計画」を策定することとしております。

次に、②意識啓発事業であります。循環型社会を形成していくためには、県民や事業者の理解を深め、具体的なアクションを起こしていただくことが重要でありますので、各種広報啓発事業を実施するとともに、事業者に対する講習会を実施したり、企業や市民団体等が環境研修を実施する際には、その支援を行うこととしております。

次に、③産業廃棄物リサイクル推進事業であります。産業廃棄物のリサイクルを推進するために、宮崎県産業廃棄物協会が行うリサイクル製品認定制度の創設やそのPR事業に対する支援を行うとともに、リサイクル製品生産のための施設整備を行う事業者に対して、その整備費用の一部を支援することとしております。

循環社会推進課の説明は以上であります。

○森自然環境課長 それでは、自然環境課の主要新規・重点事業について御説明をさせていただきます。

お手元の常任委員会資料、14ページをお願いいたします。初めに、「みやざき森づくりコミッション」体制整備事業、644万5,000円であります。

1の事業目的でございます。県では、森林環境税を活用した企業による森づくりを推進しているところでございますが、企業やNPO等の中には、森づくりに関心があっても、フィールドの確保が難しい、森づくりの技術がないなど、

活動に当たって各種の課題を抱えているところも少なくございません。このため、森づくりに関する情報を持たない企業などが、森づくりに参加できるようにサポートするための組織として、森林環境税を活用いたしまして、みやざき森づくりコミッションを設置するものでございます。

具体的には、右ページのイメージ図にありますように、森づくりコミッションは、楕円の中でくくっておりますように、県と宮崎県緑化推進機構、森づくりボランティア協議会、宮崎県森林組合連合会で構成いたします。コミッションの取り組みといたしましては、下の矢印にありますように、森づくりに関心のある企業やNPOなどに対しまして、一元的な相談窓口として、森づくりの企画・提案などを行うほか、ホームページ「みやざき森づくりナビ」を開設して、本の発信を行いますとともに、普及・PRするための企業訪問や誘致セミナーの開催など、企業等の森づくり活動への積極的な参加を働きかけていくこととしております。

次に、16ページをお開きください。市町村有 害鳥獣捕獲促進事業、2,754万8,000円でございま す。

この事業は、1の事業目的にありますように、 年々増加する野生鳥獣による農林作物被害を防 止するため、市町村と共同で有害鳥獣の捕獲活 動の助成などを行うものでございます。

事業内容といたしましては、2の(4)にありますように、有害鳥獣捕獲班や野生猿特別捕獲班の活動に対して、市町村と共同して助成するとともに、シカ捕獲の促進や有害鳥獣捕獲のためのわな購入に対する助成も行うこととしております。特に、③のシカ捕獲促進事業につきましては、右ページにございます3の主な改善

内容の③、右のほうに図が書いてございますけれども、昨年まで1頭5,000円でございましたシカ捕獲の助成単価を、8,000円へ増額いたしました。さらに、雌ジカの捕獲を促進するため、右側の平成22年度の棒グラフの雌のところ、基本目標頭数1,000頭、8,000円を上回る分につきましては、助成単価を1万円へかさ上げするとともに、捕獲頭数も全体で1,000頭ふやしまして、全体で4,000頭を捕獲することとしたところでございます。

次に、18ページをお開きください。有害鳥獣 (シカ・サル)被害防止緊急対策事業、1億8,321 万2,000円でございます。

この事業は、1の事業目的にありますように、シカや猿の有害捕獲を効率的に行い、被害の軽減を図るため、対象市町村へ対策指導捕獲員を配置し、あわせて、集落における被害防止対策の普及啓発を推進することとしております。

2の(4)の事業内容でございますが、①のシカ・サル対策指導捕獲員設置事業につきましては、右ページにありますように、シカや猿の多い22の市町村で、わななどによりシカや猿の捕獲を促進することとしておりまして、森林組合等を通しまして48名の対策指導捕獲員を雇用して実施いたします。②の普及啓発事業につきましては、市町村ごとに設定したモデル集落において、鳥獣被害対策の講習会を開催いたしまして、地域ぐるみの被害対策を支援することとしております。

実施に当たりましては、左の18ページ下の鳥 獣被害対策連携図にありますように、県民政策 部が取り組みます鳥獣被害対策特命チームや、 農政水産部が招聘します鳥獣被害対策のスペ シャリストなどを活用し、各出先単位に組織す る特命チームや、市町村の有害鳥獣対策協議会 とも連携を図りながら、効率的で効果的な被害 対策を推進することとしております。

自然環境課からは以上でございます。

○河野森林整備課長 森林整備課の新規・重点 事業について御説明いたします。

委員会資料の20ページをごらんください。奥 地共同間伐促進事業についてであります。

この事業は、1の事業目的にありますように、 木材価格の下落から、奥地での間伐は、高齢級 の場合であっても採算がとれず、間伐材は林内 に放置されるケースがほとんどでありますので、 集約化を進めながら、地理的条件の悪い間伐を 支援しまして、高齢級間伐の促進と間伐材の有 効利用を図るものであります。

2の事業の概要の(4)事業の内容をごらんください。恐れ入りますが、右のページの中ほどのモデル図をごらんいただきたいと思います。まず、30ヘクタール以上の間伐推進団地を設定いたしまして、団地を集約化した間伐計画を策定いたします。現状の木材価格では、搬出距離200メートルが採算ラインでありますので、道からの距離が200メートルを超える経費のかかる間伐に対して、搬出経費の一部を助成するものであります。このような取り組みによりまして、森林整備や間伐材の有効利用が進み、ひいては森林所有者の収益向上も図られるものと考えております。

森林整備課からは以上でございます。

○徳永山村・木材振興課長 それでは、山村・ 木材振興課の主要新規・重点施策について御説 明をいたします。

資料の22ページをお開きください。原木新供 給システム構築モデル事業であります。

この事業は、1の事業目的にありますように、 木質バイオマス利用など新たな木材需要へ対応 するため、森林組合と素材生産業が連携して行 う間伐や、原木市場での協定価格による取引を 支援いたしまして、間伐材等の安定供給体制づ くりを進めるものであります。

予算額は、2の事業の概要の(1)にありま すように、2,005万円で、事業内容は、(4)に ありますように、①の素材生産コーディネート 事業では、森林組合が森林所有者の意向を反映 して間伐の取りまとめを行い、取りまとめた現 場につきまして、間伐の実施につきまして素材 生産業に橋渡しをする取り組みを支援するもの であります。また、②の原木供給システム変革 事業では、製材に不向きなB材やC材といった 曲がり材を、木質バイオマス利用等として促進 するため、市場手数料の一部、1立方当たり400 円を支援するものであります。この事業により まして、森林整備への民間林業事業体の参入を 促進するとともに、間伐材の有効活用等により、 森林所有者の所得の向上につなげてまいりたい と考えております。

なお、事業の流れを右の23ページに記載して おりますので、後ほどごらんください。

私からの説明は以上でありますが、みやざき スギ活用推進室分の事業につきましては、室長 が御説明いたします。

○小林みやざきスギ活用推進室長 続きまして、 みやざきスギ活用推進室の分を御説明いたします。

委員会資料の24ページをお開きください。新 規事業、木材産業連携サポート推進事業でござ います。

この事業は、1の事業目的にありますように、 県産材の加工流通の効率化や高付加価値化を目 的といたしまして、中小製材工場が相互に連携 した乾燥材生産や流通合理化の取り組みなどを 支援しようとするものでございます。予算額に つきましては675万円であります。

事業内容につきましては、(4)にございます ように、①の木材加工流通合理化連携事業、こ ちらでは、中小の製材工場が連携いたしまして、 人工乾燥機等の共同リース利用、人工乾燥の受 委託、さらには、空き土場を活用いたしました 天然乾燥による乾燥材の共同生産を支援するこ ととしております。また、②の木材需給高度化 促進事業では、単独の工場では把握しにくい農 業や商業などの新たな分野における木材需要調 査や、他県産材との差別化を図るための製材品 の合法性証明の普及、さらには、木材利用技術 センターとの連携強化による中小製材工場の技 術力向上といった、コーディネート活動を支援 することとしております。この事業の取り組み によりまして、中小製材工場の加工流通体制の 強化、販売力の強化を図りまして、乾燥材の需 要拡大につなげていきたいと考えているところ でございます。

続きまして、26ページをお開きください。新 規事業、大きな「みやざきスギ」活用の家パイ オニア事業であります。

この事業は、1の目的にありますように、森林資源の充実に伴い増加する杉等の県産大径材を有効に活用するため、木材業界と住宅業界が共同して行う大径材を積極的に活用した家づくりを支援することにより、県産材の需要拡大を図るものでございます。予算額は2,000万円でございます。

詳細につきましては、右のページの下段をごらんいただきたいと思います。事業概要、①「みやざきスギ」活用の家先導事業では、木材業界と住宅業界から成るグループ化をまず行っていただくわけですが、その上で、アの大径材を活

用したみやざき型木造住宅のモデルプランの作成といった提案ですとか、イの大径材を活用した魅力ある製品の開発に対しまして、最大100万円の補助を行います。また、これまでの家づくりの経験を生かしまして、ウの大径材による家づくりの取り組みに対しまして、1棟当たり20万円、最大5棟で100万円までの補助を行うものでございます。②の「みやざきスギ」活用推進事業では、①の取り組みを推進するためのグループの公募などを行う予定としております。

この事業の実施によりまして、充実し続ける みやざきスギの利用促進を図り、県産材の需要 拡大、ひいては地域経済の活性化につなげてい きたいと考えております。

山村・木材振興課の説明は以上です。

○福田循環社会推進課長 エコクリーンプラザ みやざき問題について御報告いたします。

委員会資料、28ページをお開きください。

まず、(1)浸出水調整池補強工事の進捗状況 についてであります。昨年3月に着工した浸出 水調整池の補強工事は、ことし3月までに第1 水槽及び第2水槽の基礎ぐいの設置を終え、地 中ばりの施工を終わった箇所から底版を補強す る鉄筋の組み立て作業に入った段階であります。 昨年5月の遮水壁工事による陥没事故の発生や、 基礎ぐいを4本追加するなどの設計変更を実施 した関係から、3月末までの進捗率は37.7%と なっております。想定外の事故や設計変更に伴 い、完成を11月末へと延長したところでありま すが、これから梅雨や台風といった大雨の時期 を迎えますことから、公社では、雨季対策に万 全を期するとともに、安全・安心の確保を最重 点に、11月末には完成できるよう、浸出水調整 池の補強工事に全力を挙げて取り組むこととし ております。

次に、(2)の浸出水処理水の下水道放流についてであります。エコクリーンプラザの最終処分場から出る浸出水は、処理施設でダイオキシン等の有害物質を取り除いた後も、高濃度の塩化物が含まれているため、これを専用管を用いて宮崎市の公共下水道に接続することとしております。公社では、これに必要な実施設計業務を民間業者に委託しており、これを6月までに完了させて、速やかに関係法令に定める所要の手続を経まして、年内には工事に着手したいとしております。この下水道接続に伴う費用——外部調査委員会の報告によりますと、約7億4,000万となりますが、工事の進捗に支障が出ないよう、県と関係10市町村間で協議することとしております。

続きまして、(3)業者への損害賠償請求についてであります。公社では、浸出水調整池の機能保全と塩処理システムの能力不足にかかわる設計及び施工監理、施工上の瑕疵等から被った損害の賠償を求める裁判を、近々起こす方向で弁護士と詰めの協議を行っております。この訴訟につきましては、県及び関係市町村が法律や技術面での問題を含めて積極的に公社を支援することとしております。

最後に、(4)の事務局体制についてであります。公社では、地元住民の安全・安心が確保され、理解と信頼が得られること、また、補強工事や民事訴訟への十分な対応等を図ることを目的としまして、事務局体制の見直しを行いました。具体的には、事務局長を廃止して、新たに総務・渉外担当の参事1名、及び建設・施設運営担当の参事1名を置くとともに、民事訴訟や地元住民の皆様の対応をするために渉外課を設置したところであります。

また、右側29ページには、公社が毎月発行し、

地元の皆様方に配布している3月分の浸出水調整池工事現場便りをおつけしております。今回の補強工事につきましては、このように適宜情報を公開しながら進めているところであります。 以上であります。

○森自然環境課長 自然環境課から報告事項について御説明をさせていただきます。

委員会資料、30ページをお願いします。森林 環境税に対する県民意識調査についてでござい ます。

初めに、1の調査目的でございます。本県では、平成18年度から森林環境税を導入し、公益的機能を重視した県民参加による森づくりを推進しておりますけれども、その課税期間が平成22年度までとなっております。このようなことから、今後の税制度のあり方を検討する上で、県民の意向を把握するため、県民、企業へのアンケート調査と意見交換会を実施したところでございます。その結果について御報告いたします。

まず、2のアンケート調査の概要についてであります。昨年10月から12月にかけまして、無作為に抽出しました県民1,000名、県内企業500社を対象にアンケートを実施いたしました。回答率は、県民が48.2%、企業が65.8%となってございます。

次に、3の意見交換会の概要であります。昨年9月からことしの2月にかけまして、下の表に示しておりますように、地域開催を8回、県内全域を対象といたしました中央開催を宮崎市で1回、合計9回実施しまして、延べ512名の県民に参加していただきました。意見交換会では、森林環境税の仕組みや、税を活用して取り組んできたこれまでの内容について御説明するとともに、継続の是非などを含めた今後の税制度のあり方などについて御意見を伺ったところでご

ざいます。

次に、4の県民意識についてであります。ア ンケート調査の結果を右の31ページに載せてお りますが、(1)の森林環境税の税制度や税を活 用した取り組みに対する評価についての質問で は、県民、企業ともに83%が、「評価する」「ど ちらかといえば評価する」など、一定の評価を いただいております。次に、(2)の平成23年度 以降の継続の賛否につきましては、県民の85% 以上、企業でほぼ80%が、「継続に賛成」「やむ を得ない」と回答をいただいております。次に、 (3)の税額や税率につきましては、県民の約70 %の方が「現状維持の500円が適当」、また、企 業の60%強が「現状の法人県民税の均等割額の 5%が適当」であると回答されております。最 後に(4)の使途についてであります。仮に税 が継続された場合に、必要と思われる使い道に ついて複数回答をいただきました。その結果、 県民、企業ともに、現在の税の主な使途である 森林整備の支援以外に、木材利用の促進、ある いは担い手の育成支援にも使途を拡大すべきで あるとの御意見をいただいたところでございま す。また、一部には、税に関する認知度が低い、 わかりにくいなどの御意見もいただいておりま すので、税の使途や果たしている役割、効果な どについて、さらなる普及PRの強化・徹底に 努めてまいりたいと考えております。

なお、今後の税制度のあり方につきましては、 今回の調査結果を、公募による県民代表等で構成されております森林環境税活用検討委員会へ報告いたしまして、この委員会での意見等を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

自然環境課からは以上でございます。

○河野森林整備課長 森林整備課でございます。

委員会資料の最後のページになりますが、32ページをお開きください。

宮崎県優良工事表彰制度の創設についてであります。

1の制度創設の背景と目的にありますように、 受注をされました建設業者の皆さんは、発注者 が求める品質を確保しつつ、また、地域の住民 や利用者の皆さんに喜ばれるように日々工夫と 努力を重ねておられます。そこで、今回、公共 三部では、建設産業全体の意欲の向上を図るこ とを目的といたしまして、現場施工や安全対策 などで、他の工事の模範となる取り組みをされ た建設業者を表彰する制度を新たに創設したと ころであります。

2の制度の概要でありますが、対象工事は、 公共三部が所管する建設工事のうち、前年度に 完成した工事としておりまして、選考基準につ きましては、(2) にありますように、工事成績 が平均点以上の工事の中から、現場施工や安全 対策などの工夫や努力が顕著で、地域の住民の 喜びや感謝につながったものとしております。

表彰の種類は、(3) にありますように、知事 賞、三部の部長賞、各発注機関賞としておりま して、平成22年度の表彰につきましては、7月 下旬の実施を予定しているところであります。

説明については以上でございます。

- ○十屋委員長 ありがとうございました。執行 部の説明が終わりました。今の御説明に質疑は ございませんか。
- ○髙橋委員 最後のページの工事表彰制度の創設ですが、表彰されたことによって、例えば副賞があると思うんですけど、メリットといいますか、評価基準とかそんなのはあるんでしょうか。
- ○河野森林整備課長 今回新たに創設するわけ

でございまして、優遇措置といいますのは、特にその取り組みをまずはたたえるというのがありまして、県庁ホームページでも広く公開するということでございます。総合評価方式の中で加点対象に入れる云々という話はありましたけれども、立ち上がったばかりで、受賞された業者さんも数が物すごく限定的になりますので、当面のところはそういった評価の中の優遇というのは考えておらないということです。

○髙橋委員 おっしゃることはすごくよくわかります。この賞をもらうことによって、その企業の知名度といいますか、信頼度というのはかなり上がるわけですから、それなりに時間を置いてメリットというのは出てくると思います。いろいろと検討してみてください。

○河野森林整備課長 確かに、この表彰制度を 数年重ねて、受賞された業者さんの数がふえれ ば、そういった評価の対象についても、これは 総合評価の検討の中で議論される話ですけれど も、他県によっては実際にそういったケースも あるようでございますので、今後検討してまい りたいと思っています。

○福田委員 森林環境税のアンケート、意識調査の結果ですが、これはどのように評価されていますか。大体、是という数字が出ていますが、予測をされた結果と実際出てきた数字は、想定の範囲ですか。どうですか。

○森自然環境課長 税評価の、評価する、どちらかといえば評価するというところが、評価するという部分がもう少し多かったのかなと我々は思っていたんですけど、そこで、先ほども御説明しましたように、使途や効果についてのPRが我々も足らなかったのかなということで、それについては今後も進めていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 この資料に書いてあるけど、いずれにしてもこれは継続しなきゃ、調査することはいいけど、いかに今後充実してやるか。創設のときは、執行部は引っ込み思案だった。我々林活議連なんかが、積極的にやれと。そして、説明も、税だから、総務部がやらにゃいかんのに、あんたたちの部がやった。使うほうはあんたたちだけど、入るほうの税は本当は総務部が説明せにゃいかんのに、逆だった。これは存続する、継続するという前提で今後もやるということは、私は重要だと思いますので、そういう意識で努力してほしいということを要望しておきます。

**〇十屋委員長** ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇十屋委員長 それでは、以上をもって環境森 林部を終わります。執行部の皆様お疲れさまで した。

暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時43分再開

**〇十屋委員長** 委員会を再開いたします。

4月16日に行われました委員長会議の内容に ついて御報告をいたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長 会議確認事項のとおり、委員会運営に当たって の留意事項等を確認いたしました。時間の都合 もございますので、主な事項についてのみ御説 明をいたします。

まず、1ページをお開きいただきますと、(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、継続案件を審議する必要がある場合、あるいは緊急に協議する事項が発生した場合等には、適

宜委員会を開催するものであります。なお、原 則として1回以上開催することにつきましては、 報告事項等がない場合には委員会を開催しない こともあり得るという趣旨であります。

次に、2ページの(8)の常任委員長報告の 修正申し入れ及び署名についてであります。本 会議で報告する委員長報告について、委員会で その内容を委員長一任と決定した場合、各委員 が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直 接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこ ととするものであります。

次に、3ページの(12) の調査等についてであります。

まず、アの県内調査についてでありますが、 3点ございます。1点目は、調査中の陳情・要 望等について、事情聴取の性格を持つものであ り、委員会審査に反映させれば事足りるという ことで、後日回答する旨等の約束はしないとい うことであります。

2点目は、委員会による調査でありますので、 個人行動はできる限り避けるというものであり ます。

3点目は、県内調査ではありますが、特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣 県を調査できるというものであります。

次に、イの県外調査についてであります。節度ある調査を行うために、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものであります。

その他の事項につきましても目を通していた だきたいと存じます。

皆様には、確認事項に基づき、委員会の運営 が円滑に進むよう御協力をよろしくお願いいた します。 確認事項について何か御意見はございません か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇十屋委員長** それでは、そのようにさせてい ただきたいというふうに思います。

次に、今年度の委員会調査など活動計画案に ついてでありますが、お手元に配付の資料のと おりであります。活動計画案にありますとおり、 県内調査を5月20日(木曜日)から21日(金曜 日)、5月25日(火曜日)から26日(水曜日)の 日程で実施する予定でありますが、日程の都合 もありますので、調査先について、あらかじめ 皆様からの御意見を伺いたいと思います。参考 までに、お手元に資料として、平成22年度環境 農林水産常任委員会調査候補地並びに過去3年 の視察先一覧を配付いたしております。この資 料を含めて、調査先等につきまして、何か御意 見、御要望がおありでしたら、出していただき たいと思います。また、県外調査につきまして も、何か御意見、御要望がありましたら、あわ せてお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時58分再開

**〇十屋委員長** 委員会を再開いたします。

県内調査の日程、調査先等につきましては、 正副委員長に御一任いただくことで御異議あり ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇十屋委員長** それでは、そのように決定させていただきます。

そのほか何かありませんか。

○緒嶋委員 今後において口蹄疫が蔓延するということになったらどうするか。委員会は静観

するという形にするのか。蔓延というと言葉が 悪いけど。

- **○星原委員** 今の話で、児湯地区あたりからほかにでもというときは、すぐ集まらんとしようがないと思う。
- ○緒嶋委員 議会として余り向こうに負担をかけてもいかんけど、こっちも何もしちょらんでもいかんし。その辺のことは適切に判断して。
- ○福田委員 常時、正副委員長は入るんでしょう、対策会議にオブザーバーで。
- **〇星原委員** 対策会議の状況で判断してもらわ にゃいかん。
- **〇十屋委員長** ちょっと発言をさせていただき ますが、拡大するのか、終息するのか、まだ全 然見当がつきませんけれども、防疫対策本部会 議のほうには私か河野副委員長かどちらか、発 言の機会はないんですけれどもオブザーバーで 入って、逐一皆さんのほうに情報を流させてい ただきたいと思います。昨日も、いただいた情 報は、我々委員とほかの県議の皆さんにも議会 のほうから流させていただきました。そういう ことで流させていただきたいというのが一つと、 それから、これ以上に拡大した場合は、緊急に 委員会を開催することもあるということで、御 了解をこの場でいただければありがたいと。そ ういうことでよろしいでしょうか。そのときに は、担当課を呼ぶ、呼ばないではなくて、わかっ ている範囲で御報告をしたり、また、対策につ いて前回のように御相談申し上げたいというふ うに思っております。それでよろしいでしょう か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 それでは、以上をもちまして本 日の委員会を終わります。

午後3時0分閉会